

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会
第7回 検討部会 議事録

平成23年4月8日
門真市民プラザ2階集会室

議長：お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第7回（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。皆さんこんばんは。久しぶりの雨が降っておりまして、足元の悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。

昨日、宮城に余震とは思えないほどの地震がありまして、また被害者がいておられるということで、非常に心配なところではありますが、我が門真の方はこれを踏まえたくて、楽しい・美しいまちを目指して頑張りたいと思いますので、なにとぞよろしく願い申し上げます。いよいよ、年度が変わりまして、門真市行政も機構改革がありまして、大幅な人事異動、組織改革等が行われております。後ほど事務局の方で報告させていただきたくておりますので、なにぶんよろしく願い申し上げます。

それでは、事務局より連絡事項等がありますので、よろしく願います。

事務局：それでは、案件に入らせていただく前にお手元の資料の確認をさせていただきますのでご用意ください。まず、製本しております1ページ目が検討部会の次第、2枚目、協働の取り組みについて、それから、第6回検討部会会議報告書、そして、条例の原案、3月に行いました策定部会のまとめ、そして、最後が第9回検討部会開催通知となっております。抜け等ございませんでしょうか。

続きまして、4月に門真市では機構改革及び事務の担当変更を行い、自治基本条例の事務局が企画課より公民協働課が担当することになりましたので、まず事務局の紹介をさせていただきますと思います。

(事務局の紹介)

事務局：続きまして、担当課が変わりましたので公民協働課の連絡先を先にご連絡したいと思います。口頭で電話番号を伝えさせていただきますと思います。お問い合わせ等ありましたら公民協働課までお電話いただきたいと思います。電話番号が、06-6902-5612、直通の

電話番号となっておりますので、部会の欠席の連絡であったり、お問い合わせ等ありましたら、ご連絡お願いいたします。また、公民協働課の場所ですけれども、別館の3階、エレベーターを使って上がったところすぐになります。以前は秘書広報課の広報だったところでございます。お越しの際は、こちらまでお願いいたします。

続きまして、資料の補足をさせていただきたいと思います。お配りした資料の4ページ目の協働の取り組みについて、そして本市で取り組んでいる事業の一覧というところをご覧ください。タイトルが「本市が取り組んでいる協働事業」のところなんですけれども、ここで記入させていただいておりますのは、門真市で作成いたしました協働促進マニュアルから、協働の分類を事務局でまとめて表にしております。続きまして、総合計画の6つの分類に分けて、本市で取り組んでおります協働事業の一覧を2ページにわたって付けておりますけれども、この資料はすべての協働事業を挙げているわけではありません。職員のワーキンググループから協働事業を挙げていただいて、事務局でまとめたものになります。本市のすべての協働事業ではないことにご注意ください。できましたら余白に「ワーキンググループ資料」とご記入いただけたらと思います。ざっと見ていただきましたら、福祉部門等がまったくないことにお気づきいただけるかと思います。ワーキンググループのメンバーには福祉部門の者はおりませんので、ジャンルによっては抜け落ちている事業がございます。こういった形で協働に取り組んでいる一覧としてお配りさせていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

議長：ありがとうございます。それでは、本日の案件に移らせていただきます。活発な意見交換を行っていただいて、有意義な時間となるようよろしくお願い申し上げます。それでは、今後の進行は委員長よりよろしくお願い申し上げます。

委員長：あらためまして、こんばんは。それでは、本日の議題は、協働・進化管理・見直し規定・住民投票について議論を進めたいと思います。まず最初に、門真市でどのような協働が行われているかということで、市の担当者からご説明いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

担当者：よろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。まず、パワ

ーポイントで作った「協働の取組みについて」で最初に説明させていただきますのは、平成20年10月に「門真市市民公益活動支援・協働指針」というものを市の方で策定し、平成22年2月に「門真市協働促進マニュアル」を作成しました。で、協働とはなんであるかということなんですが、「まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること」ということになります。これは何かといいますと、行政には行政の役割があり、市民には市民の役割があります。団体や事業者にもそれぞれ果たすべき役割がありますので、それぞれがそれぞれの役割を果たしていただくことによって、いいまちづくりにむかっていけるということであり、なぜ協働が必要なのかといいますと、これまで公共サービスは、行政が市民に対して提供すべきもの、行政サービスとしてやってきました。今までは資源「人、モノ、金、情報」に余裕があって、ある程度市民のニーズに応えることができたんですけども、近年多様化するニーズに行政だけでは応えられない状況に陥っております。行政は公平性や平等性を原則としておりますので、すぐに対応できない部分もございます。ですので、今後は市民の積極的な参加・活躍が必要になってくるということでもあります。市内では現在29のNPO法人が設立されております。いわゆる団塊の世代が退職期を迎えて、潜在的に多くのボランティアの存在が想定されておりますので、これからどんどん市民の地域での活躍がめざましいものになると期待しております。新たな公共サービス提供の舞台として、協働への取組みが今後必要となってくると思います。市民と行政がともに公共の活動を担うという「公共サービス」の新しいあり方を模索していくことが今後求められてきます。そのためには、市民の主体的・積極的なまちづくりへの参加・参画が不可欠です。協働することによって何が期待されるかというと、市民にとっては、ニーズにあった柔軟なサービスの選択により生活の質の向上が図られる、2番目に、自己実現や生きがいを得るための機会、場所が増える、3番目に、協働を通して市政への関心や意識が高まり住民自治につながる、ということになります。また、NPO法人等の市民公益活動団体にとっては、1番目に、活動への社会的理解や評価が高まり、NPO等の市民公益活動団体の持つ社会的使命を効果的に実現できる、2番目に、NPO等の市民公益活動団体が持つ情報や知識を行政に伝える機会が増えることで行政の理解や評価が高まる、次に、事業者にとっては、1番目に、公共サービスの充実に貢献することで、社会的評価が高まる、2番目に、

異なる発想・理念のNPO等の市民公益活動団体と協働することで、新たな事業分野の開拓につながる可能性がある、と。行政にとっては、多様化する市民ニーズに対応し、きめ細かなサービスが提供できる。2番目に、協働を通して多様な価値観に気づき、意識改革へつながる、3番目に、協働の視点から事業を見直し、資源を有効活用することで、市民サービスを向上させながら結果として行財政改革の推進に寄与する、ということでもあります。これが協働の触りで、難しいことばかり書いてあるのですが、要は市民も行政ばかり頼らずに自分達のまちを自分達できれいにするなどのまちづくりをしていただきたいということです。行政は行政で市民サービスの充実を図るために、それぞれの担当部署で努力していかなければならないということでもあります。以上で協働の説明を終わらせていただきます。

委員長：はい、ありがとうございます。協働につきましては自治基本条例の中で、門真市の取組みをよりはっきりさせる形でどう表現するかを今日議論していただきたいと思いますが、今の説明に限定して何かお尋ねしたいことがあれば今の段階でお願いします。議論は後でさせていただきますが、今のご説明についてはよろしいですか。

はい。それでは、本日は協働と、進行管理、見直し規定、住民投票を中心に議論していきたいと思います。中心にと言いましても時間が80分程度しかありませんので、議論を次回へ回さざるを得ないこともあるかと思えます。まず最初に今日お配りいただきました資料の4枚めくっていただきますと、(仮称)門真市自治基本条例の案があります。これは以前もお示ししたのですが、何が追加されたのかだけご説明させていただきます。前文につきましては非常に重要なところなんです。次回委員の皆さんの意見を参考にし検討させていただきます。次に第1条の目的は、通常他の自治体でも記述してある内容と変わりありませんが、「前文に掲げた門真市のまちづくりや自治の基本理念に則って、自治の確立や市民福祉の向上を図ることを目的とする」という言葉を書かせていただきました。その次に、定義が必要であるので、ここでは市民しか挙げてませんが、これは総合計画の言葉を前提にして少し書き加えたものです。書き加えたのは「人」を加えた程度で、範囲については、総合計画で記載された範囲と同じです。後、(2)〇〇とありますが、ここは、この言葉は説明が必要であるという意見が出ましたら、それに基づいて説明を加えていきたいと考えております。次のまちづくりの理念・基本原則は前回のおりとなっております。前回と違うのは次ページの総合計画で、これの表現については色々

ご議論があるかと思いますが、この前の議論を踏まえまして「総合計画はまちづくりの展望や方向性を明らかにするものであり、これを実現するためには、本条例の理念を尊重して実施しなければならない。」云々という文章を付け加えさせていただきました。それから、市民の権利と義務、これは〇〇条で6つ並べており、少し重複したところもあるので、後日調整あるいは何らかの編集のしなおしが必要なんですけれども、今回付け加えたのは「市民は社会の一員として」ということを少し強調させていただきました。それから、下のほうの議会・議員の責務というところですが、ここも、市民との意見交換の場を設けるという意見がよく出ておりましたので、「市民と意見交換する場を設ける等、市民が参加しやすくするとともに、開かれた議会運営」という言葉を付け加えさせていただきました。次のページに移ると、策定部会でこういう行政を加えたほうが良いということで、これは大東市の第19条を参考にしたもので、大東市の表現が簡潔ですので、ほぼそのままの表現をここに載せさせていただきました。ただこれ自体コピーペーストはまずいので、後ほどまた意見を伺いながら表現の修正を加えていきたいと思っております。その次の協働の原則・推進ですが、協働の定義につきましては先ほど市の定義がありましたが、基盤として「議会、市役所、市民はお互いが見えやすく相互理解が深まるよう、開かれた環境形成に努めるものとする。」というような表現を付け加えさせていただきました。それから、本日の議論の課題のひとつ、住民投票について、記載はほとんどしておりません。方向性についてどうするかを議論できればと思います。まず、定めないについては2つありまして、まったく定めないというのと、別の条例に委ねるということになります。別途住民投票条例を定めるかということが含まれております。そして、非常設型ということで一定の署名数が集まったときに市長の判断で住民投票を行うかどうかという議論、常設型は一定の署名活動を行ったときに住民投票を実施していくというものです。それから、次ページの一番下に門真市自治基本条例推進委員会と記載させていただきましたが、これはあくまでも仮称ですので、自治体によっては進行管理委員会、評価委員会等の色々な名称が付けられております。いずれにしろ、「この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会を設置する。同委員会は市長や議会に意見書を提出することができる。この条例の廃止または改正については、市長からの諮問に対して審議し、市長に答申するものとする。」という文章を付け加えさせていただきました。全体としては市民と議会、市役所あるいは市という表現が一部あって、この

へんが混乱しておりますので、また議論を重ねるにしたがって調整をしていきたいと考えております。以上でこの条例案の説明を終わらせていただきます。

では早速ですが、協働について少し議論をしていきたいと思えます。ひとつは先ほど門真市の定義を説明していただきましたが、これをより発展させる形でもっとこんな表現が必要ではないのかといった点につきまして意見を出していただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

あるいは条例案の協働の原則・推進のところを叩き台にしてご意見いただければと思えます。どなたでも結構ですので、口火を切ってくださいと議論が進むのでよろしくお願いいたします。

委員A：根本的なところですが…

委員長：はい、よろしくお願いします。

委員A：協働という言葉が散々聞いてきたんですが、何かの略語ですか。それとも「協働」という言葉なのですか。このへんが全然疎いので。

委員長：言葉としては略語ではなく、およそ定着した言葉になっております。ただ、自治体によっては、「協」を「共」と書いたりする場合がありますが、「協力して働く」という字が一般的です。

委員A：略語ではないんですね。

委員長：略語ではないです。市民と市民との協働もありますし、市民と市役所、市民と議会、いわゆる機関や代表との協働が前提となっておりますので、それをどのように表現していったらいいのかというのが今日の課題かと思えます。

委員A：とことん協働ということよりも、いろんなところと協働できる形が望ましいんでしょうね。はい、わかりました。ありがとうございます。

委員B：ちょっと私から補足させていただいてよろしいでしょうか。

委員長：はい、どうぞ。

委員B：協働ってやっぱりわかりにくい言葉なので、市民活動の協働指針とかマニュアルを策定した事務局の方にご説明いただいたと思うんですけども、根本的には今まで議論になったものそれぞれの主体、市民であるとか議会であるとか市役所の職員さんであるとかというのがお互いの責任をきちんと果たして、後は門真が直面している問題に対してどのように協力するのかというのが大きなテーマになっていると思うんです。それが今からの門真にとって必要だと。門真だけではありませんが、隣の人は何する人ぞ、ということではなくて門真を良くしていくためには主体がお互いの手の握り方を工夫しないといけないということが、おそらく今まで課題として出てきたと思うんですね。今ご説明いただいたのは、市民活動促進・支援が割と中心となっております、今までテーマになってきた広い意味での協働と、ご説明いただいた市民活動支援の側面というのは、重なるところもあるんですが完全に同じものという訳ではないんですね。むしろ自治基本条例を考えるときに、協働が今後の市政のテーマだと市長も一番最初におっしゃっていたかと思うんですが、自治基本条例のほうが話としては大きいので、今ご説明いただいた協働の話を含み込むような形で、こだわべきポイント、大事なことは何かということを中心に書いておくのがここでの話のテーマになるかなと思います。ということで、一番最初にお聴きいただいた話、パワーポイントの貼ってある1ページ2ページ目を見ていただいて聴いていただければと思います。ここには行政が市民やNPOを支援するということは書いてあるんです。ところが、ボランティアやコミュニティ自治といった今まで話題になったものがここに入ってるかということが入っていないんです。入ってないというか、理念としては後ろの方に少し含まれているんですけども、必ずしも十分入っていないわけなんです。あと、議会と市民との関わりも入っていないわけなんです。市の職員さんが色々考えていて、市民も情報を教えてほしいと、シェアしてもらって一緒に考えたいという話が出てきたかと思うんですけども、その話もどれくらい入ってるかということあんまり入っていないわけなんです。それから、川の話も出てまいりました。隣のまちがごみを捨てたら門真の川が困るじゃないかという話なんです、市の外部機関との協力の仕方もここには書いてないんですね。ただ、自治基本条例でもしそれが大事だということであれば、その議論をぜひ、協働の原則なり、連携の方法の中に入れていくということが門真らしい自治基本条例をつくっていくことになるのではないかと。そのあたりを思い出していただきながら好きなことを言っていたら、先生に書き足していただければと思います。

で、こだわりの論点をそれぞれおっしゃっていただければと思っております。

委員長：はい、おねがいします。

委員C：前文をですね、帰って私が書いているときにいろんなことを考えました。細かいことはこの条例で考えることにして、なぜ自治基本条例が必要なのか…私は歴史とか詳しくなかったのですが多分、昔は普通に協働とかコミュニティとか、ボランティアも行われていたと思うんです。多分第2次世界大戦が終わって、個人主義とかの外国の考え方が一気に押し寄せて日本人が培ってきたものがひっくり返った部分があって、それを表面だけ受け取って結局中身の深いところはわからないまま今はこうなってるのかなと思ったんです。だから、その部分を取り戻すことが必要だということをまず訴えたいと思います。それで、協働ということがどういうことなのかというのが今ひとつわからない。で、コミュニティとかボランティアというのも今ひとつストンと入ってこない。そこで議論をしないといけないというのが私自身しんどんですけれども、色々新聞とか本を読んでいくときにコミュニティとかボランティアがどういうものなのかが、前回策定部会から1ヶ月ほどあったと思うんですが、その間に意識を持ってボランティアとかコミュニティの印刷物を読むと、ああそうかと。今まであんまり考えなかったんですけども、それをみんなで話し合っただけでわかるってことがまず必要だなと。ボランティアって？というんじゃなくて、本当の意味のボランティア・コミュニティってどういうことなのかというのをもっとディベートするのが重要なんじゃないかと。話し合っただけで議論しあって共通の意識として持っていかないといけないとすごく思いました。私自身はボランティアについてこの間印刷物を読んで、これは学生ボランティア・NPO活動センターというところをある大学で運営している学生が書いたものなんですけれども、ボランティア希望の学生に対して様々な活動の紹介を行う。講演会や体験イベント等を企画して福祉・国際・環境・地域貢献等多様なテーマを考える機会をつくっている。そういうところなんですけれども、そのスタッフの学生にやりがいは何ですかと聞いたときに気づくこと、活動することで社会的な問題について自分の目に見えてなかったものを無視できなくなった。キーワードは当事者意識。ボランティアは与えることではなく、見識や経験、能力等自分自身を成長させてくれるもの。対価がお金ではないだけで、力を貸す側も借りる側も対等である。自分にで

きることがあるのなら、できる範囲でいいから補い合えば良い。学生の社会参加がもっと自然になるようにセンターの活動を広めていきたい。ということが書いてあって、ボランティアの意味がちょっとわかったんです。後コミュニティについてですけども、血縁、地縁、宗教で結ばれた共同体。個人主義では社会の歪みを解決できないと考え、コミュニティ復権を唱える人をコミュニタリアン、その思想をコミュニタリアリズムという。と言うのが書いてあって、もっと記事は長いのですが。そういうことを意識しながら新聞を読むと、ああそういうことか、なるほどと。だから、今私たちがやってることってものすごく先進的な、社会の中で一番上の、今世界中で考えられていることを今私たちは議論しているんだということなんですよ。だから、みんながそういう言葉の本当の意味をディベートしないといけない。道徳的な意識を持ったしっかりしたディベートなくしてこの議論は発展しないということが書いてあって、今まさにそれをしているわけですよ。だから前文を書いているときに当事者意識が一番大事だと思って、させるとかしてもらおうとかじゃなく、自分は何ができるか、主体は何かといったらみんなそれぞれ一人ひとりなんですよ。そこを市民が理解できないと自治基本条例はつくったところで絵に描いた餅だなということを考えました。以上です。

委員長：ありがとうございます。当事者意識を持つことをよく言われていますけれども、ただすべての市民が当事者意識を持つことは極めて難しいことですね。そのためには、どういうことをしたらいいのかとか、どういう考えを持ったらいいのかというのを自治基本条例に書き込めれば良いなと思います。

委員C：私自身の考えたことを今申し上げました。

委員長：いえいえ、ありがとうございます。

委員D：よろしいですか。

委員長：はい、おねがいします。

委員D：協働の条文は大体これでいいと思うのですが、付け加えられるならば、議会・市役所・市民というものが役割を尊重しと書いてあるんですけども、それは今までの役割もあるので、新しいことをするときにと

うするかということで、お互いの強みを活かし合うであるとか、弱みを補完し合うとかということが重要で。これからしようとするのは新しいことなんですからまだ役割も決まっていないので、その部分は入れておいた方が良くないかということです。で、もう一点はですね、先ほども市民は行政に頼らないであるとかの話もありましたけれども、協働の場合はそのような感じでもなくお互いが対等である、この「対等」という言葉がここには少ないと。行政が市民を下請けにしたらまずいんです。協働の一番のデメリットは行政が市民を下請けにしてしまう、これが最悪の協働の市役所なんですね。それを排除するために対等と。で対等といった場合に市民も行政もお互い…市役所の方に聞いたことがあるんですが、役所の人もそう言いたいと。市民は市役所の方が上だと思っているけれども、市役所の方は市民の方が上から言ってくると。お互いが対等というのを十分に理解しあわないと、どちらも思うところがあるんですよ。お互いを尊重しあって対等と言うのが重要なと思います。協働に関してはこの2点を思いました。

委員E：すみません。

委員長：はい、お願いします。

委員E：協働と言う意味自体がものすごく難しい。市民から考えたら協働をどういう風に行政に対して参加するか、議会に対して参加するか。なにかこの三者がすごく離れているような気がするんですね。これを以下に近づけてお互いに協力して助けるのか、働いていくのか。その部分近づけていくような形で条文には書いてほしいなど。そして、役割云々ははっきりしてほしいなど。で、これも書いてもらってるんですが、行政から見た感じの協働、市民が理解できないような形の文章のような気がします。だから市民が本当に、協働ってこうなんだというのははっきりしておいたほうが良いですよ。この中でどのように活躍して責任を持つのか、本当に意見が言えるのだろうか、そのような形でお願いしたいと思います。

委員F：すみません、よろしいですか。

委員長：はい。

委員F：この市民のところは門真市の住民、あるいは門真市で働く人、さらには学ぶ人や市内に位置する事業所とありますが、ということは一般市民も市役所に勤める人も市民になりますよね。全体の意識改革も必要なんじゃないかなと、その意識改革するための…これを読めば、市民も役所の職員も議員も皆市民になるわけですね。

委員長：そうですね。この表現自体は総合計画を尊重して使っていますので、今のご意見はすべての意識改革を求めておられる…はい。

委員A：面倒な話かもしれませんが、どうしても我々の頭の中には市民は市民である、NPOはNPOである、ボランティアはボランティア、自治会は自治会、というようにひとつの塊をつくって話してます。が、それらを構成する構成員はどういう人かという、一番最初の個人の単位から考えて、個人がいて家族がいて、家族がご近所さんと自治会というコミュニティをつくって、次は学校単位でつながっていくとかいうそのつながりを、面倒ですが条例の中で、個人はこのようにつながって、ひとつの市を形成しているというのをまずわかって、自分達の住んでいる門真市をどうしていこうかというときに、協働という概念・それに対するアクションとかが必要となってきますと。面倒ですがこの部分を再認識させる形でないと難しいんじゃないでしょうか。ただ並べて、実はこうこうでと言うのは面倒だし入ってこないじゃないでしょうか。

委員長：おそらく今の再認識の問題はおそらく前文の中で入ってくるのかなと、条文の中では長くなってしまうので前文の中で再認識しましょうということですね。

委員A：そうですね、前文は長めにとって良いと思います。もちろんその中には、こだわりますが、門真市の定住が始まった頃からの歴史などをすべて、歴史的なよく言われる縦軸と横軸をしっかりと前文の中に織り込んで条例をスタートさせた方が良いかなと思います。

委員G：はい。

委員長：はい、お願いします。

委員G：日頃から皆さんおっしゃられているように、協働は対等でお互いの信

頼関係があつてこそ成り立つものと思うんです。この条文を見ている中で、協働の原則・推進の場所ですが、市民と職員は本音で意見交換する場を設けるように努めなければならない、これを見てすごいなと思ったんです。というのも私自信職員として1日8時間以上門真市にいてまして、話できる市民の方は窓口に来られる方が苦情を言ってくる方かに私の課では限定されるんです。そうではなくて、もっと色んな考えを持っておられる市民の方と話して、本音で市役所・職員がどう思っているのか、市民の方のニーズを受けて手伝ってほしいという話す場が必要になってくると思うんです。そこからの協働なんじゃないかなとすごく感じました。なので、こういう、職員と市民の方とひとつのものをつくりあげていくのが協働と思うのですが、こういう場はすごく良いかなと。さらに進めるため、条文の中にこの一文は入れてもすごく発展的になるんじゃないかなと感じました。

委員長：はい、ありがとうございます。これは今までも度々出てきたご意見だと思います。あとはこの条文の表現について意見交換する場を設けて、表現をどうするかというところとともに、具体的にはこの条文をどうやって職員と市民の話し合う場を設置するかということと話していかなければいけないので、言葉として条文の中には置いたら良いのではないかということですね。

委員D：いいですか。

委員長：はい、お願いします。

委員D：先ほど、定義の中で市民には議会も市役所も含めようという話でしたけれども、ここで言う議会・市役所・市民の市民というのはまた違うんですね。議会・市役所・市民という3つありますよという話で進めていくんですね。

委員長：はい。

委員D：小さな意味での市民だということで。先ほどは全部が市民ですよという話ですよ。その部分の使い分けはどうなっているんですか。

委員長：非常にこういう言葉って難しいですね。ここで言う市民は、想定としては全部想定しています。ただ、議会と市役所は特別出しておいた方

が協働を語るときには良いのかなという意味です。

委員A：でも、市役所にしても議会にしても、市民がそこに入ってそれを構成しなければならないわけだからということでひとつにしているわけですよ。概念としては。

委員長：はい。

委員E：一番大事なのはそこなんです。議会は議会の責任が出てきますよね、決め事をするときに。市民はそこには入れない。行政は行政でその案を出す。そういうところをきっちりしていないと厳しいですよ。みんなひとまとめにしたらどんな感じになってくるのかなというのがあります。誰もが意見で判子を押せるのか、決められるのかというのを。今市民としての素朴な疑問で条例をつくってほしいなという気はします。

委員D：そういうことでいいんじゃないでしょうか。議会・市役所・市民とあって、議会の人でも市民として活動するとき、市役所も市民として活動するときは市民ですよというぐらいのレベルで。そう絡まっているようには私は感じないですね。市民の中の1%以下には議会の人も入っている、このときは市民として入っても良いというレベルで。あまりこだわることでもないような気がします。

委員C：公私というものがあると思うんです。そこで、議員さんは公の立場としての議員と、個人としての立場の市民があると思うんです。市民は門真市に対して公というのはないんだけど、市役所の人でも公私というのがあるんです。だから、そのところをどう持っていくのかということかな…で、個人としてやりたいことと、市役所の職員としてやらなければならない・やりたいことがあると思うんです。その部分ですよ。

委員A：わざわざ市民の立場としてやりますとか宣言するのも…

委員D：それは簡単なことで、市役所で仕事しているときは市役所の役人の仕事であって、時間外は市民であるし、そういうことを考えたら…

委員A：それは、議員とか市役所の職員の公務については公共性を持ってどう

こうとかいう。で、それ以外の時間・場合であれば一市民として運動するとか…

委員D：確かにそれは議員と議会の責務の中で語っていますからね。議員さんは議員としての立場をしっかりとやらなければならない。後、市民としての立場は、わざわざここで言わなくても議員さんは議員さんとしての役割が全体の98%ぐらいですよ。議員さんが市民としてどう動こうが市民はあまり気になることではないように思うのですが。

委員A：議員さんがどうこうするよりも、一般市民が公事と私事をわかってないといけませんよね。ちゃんと勉強するようにしましょう。教育で。

委員B：ちょっと頭の整理だけさせていただければと思うのですが、最初におっしゃった「市民」で、血縁の家族とか血縁の市民がいらっしゃるでしょうと。それから町内会・自治会等の地縁の市民がいらっしゃるでしょうと。それから社会的な市民がいらっしゃるでしょうと。これは社会の構成がどうなっているかという社会学なんかは割りとよくやる整理なんです。こういう市民の整理の仕方もひとつあると思うんです。で、先ほどから重要なキーワードとして出てくるのが「当事者意識」や「責任」なんです。これは門真市の市政ですね。ガバメント、政府としての門真市をどうするかという話だと思うんです。そういうときには社会学的な整理ではなく、市民をどう見るかなんですけれども、ひとつは投票して市政に積極的に関わる主権者としての市民がいるわけですね。あと、行政サービスを受け取る、市民活動支援などが特に中心になるのですが、例えばテニスサークルにいくら助成もらえるのかという話になってくると受益者になる市民もいるわけですね。あるいは生活保護でクレームを言ったり、あるいは駆け引きをする市民もいらっしゃるんです。税金を払わないぞ、とられたらかなわないという納税者としての市民もいるんです。政府の話をするると大体この3つが出てくるんですが、今の話は自治基本条例、門真市役所をどうつくるかという話なので、協働の話で中心になっているのは主権者なんです。主権者の市民に限定しているので、狭い意味での市民なんです。そうすると、主権者の市民と、その主権者の代表たる議会と、その業務を執行する行政と、この3つの関係をどうするかというのが協働の話になっているんです。ここの「市民」にはちょっと限定がかかっているわけなんです。で、一番最初に先生の書かれている「市民」はもっと広い意味での市民を含んでいると思うので

すが。憲法を思い出していただければと思うのですが、後半の統治機構の話が割と協働とかその後にもかかってきますし、今回は協働をエンジンにしようという話なんです。そういう話として見ていただくと少し頭の整理ができるかなと思います。先生が疑問に思われていたようなのでちょっと違うところがあるかもしれませんが…

委員長：いえいえ、ここで言う市民は主権者でなくても、例えば大阪市の方で、門真市でNPO活動を一生懸命やっている方も市民として位置づけていますので、そうした方も協働に取り込んでいこうという考え方だと思います。今おっしゃった市民の定義は後の住民投票で別の議論に展開されていくかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

委員C：ちょっとやっぱり…

委員長：先に手を挙げられていたので、はい。

委員H：よろしいですか。すみません。当然のようなことなのですが、それぞれお互いの対場があるのはもちろんなのですが、一番理想的な形は、市役所職員も議会も市民も同じ目標に向かって考えが一致していることだと思います。そういう方向に持っていくためには、先ほどもありましたが本音で意見交換する場を設けることをもっと具体的に実現できるよう考えていくのが良いのかなと思います。先ほど先生がおっしゃっていた交換する場を設けるのは別の条例で具体的に…

委員長：条例で設けることもありますが、日常的にはやっぱり職員・担当者の判断とか、市民からの話し合いたいという提案があって、インフォーマルといいますか、決して条例で明文化されていなくても必要があれば設けていくということも含めて記載したつもりではあるのですが。ただ職員の方としては負担は増えるかもしれません。ただ結果としては、おそらく効率よく市民満足度が高まるのかなと思います、この前の議論の中では。

委員C：今おっしゃった同じ目標に向かって一致団結して協働して動く時には全員市民なんですね。だけど、行政が職務を執行したり、議会がチェックしたりするときには、そのしなければならぬ仕事があって、議会、行政というのは違うということになるんですよね。だから、みんなが市民で、協働で門真市を良くしていこうというときは全員市民、

対等の立場で。2通り市民の考え方はあるのかな…行政、議会としてというときは市民の前に市役所で議会というのがある…そこがごめんなさい、ちょっとまだストンと落ちてなくて、やっぱり使い分けないといけないというのはあるのかなあ…

委員D：おそらく、今、三者が出てくるのはそれぞれシーンが違うと思うんですよ。協働の場面では議会や市だとか、市長も選挙で選ばれ総合計画もできた、自治基本条例もできた、具体的なこういうテーマに対してどうやっていこうかというところで、初めて協働が出てきたんですね。そのときはそれぞれ独立して何かをしているのではなくて、たいていの場合は総合計画に基づいて、ひとつのテーマについては行政の方から協働に投げかけたり、市民の方から行政にこういう風にやりたいだとか、かなり具体的なテーマになっているような気がするんです。協働ということになっていた場合には。だから総合計画ができる前の話からすると、ちょっとややこしいんですけども、もうそのようなものは整備され、第5次総合計画のそれぞれのテーマについてやるということになったときに、協働はどうするかとなり、市民・議会・行政のおそらく行政の方からこのようなテーマに対してどうしましょうかという投げかけが市民にあるだろうと。市民も総合計画が出ているので、この項目についての話だなと思えるので、特にあまりこだわらなくてもこの条文の議会・市役所・市民のままで私としてはずっと理解できると。

市民C：ただそこで、笛吹けど踊らないんですよ市民は、なかなか。例えば、文化祭実行委員会を公募すると応募したのはたった一人なんですよ。そういうことですよ、公募したときにみんなでやろうって言うてるんだから、みんなでやらないといけないんだけど、公募しても応募する人がいないという現状があるんですよ。だからそこで市民がもっと加わってみんなで相談しながらやらなければならないという意識が希薄なように私は思います。だから…

委員E：協働というのは行政の方から出てきた言葉ですよ。市民から見れば協働ってどんなものかなっていろんな考え方がありますが、この三者を近づけた上で、この条例で門真市を良くするためにどうしましょうかという話ですよ。だからそれを考えて…門真をどうやって変えようという言葉は三者前向きに一緒なんです。だからどういう形でそれを表現するのか…あとみんな責任や義務があるので、そこをきちっ

とできたら一番協働に対して良いかなという気はします。本当に行政、議会、市民が離れた状態なので、行政の方からこれからのことを考えるには近づいてその中で責任分担をきっちりしよう、社会貢献でがんばろうということですね。

委員C：私は市民の意識が低いのが一番だと思うんです。みんな一生懸命がんばろうって言っても市民の意識は地面の下ですよ。どうせ言っても一緒だし…

委員A：時間かけるしかないですよ。

委員D：現実はそのだと思いますよ。でも今その話をしてしまうと、このやっ
てることの意味が…とても難しい状況だから、一步一步どうしていき
ましようかというのがここの議論で、その中でそういうことを改造す
るのなら、今回なら自治基本条例の中に何を謳ったら進めるかという
案を出すべきで嘆いてる場合じゃないと…

委員C：そうしたら、市民の意識改革、私は小学生からしないといけないと思
うんですが、意識改革をしなければならぬというのを謳ってもらわ
ないと絵に書いた餅…

委員長：それは市民の権利・義務あたりでやっていく…

委員C：いくら大声で謳ってもよそを向いてますから。こっち向いてって叫ん
でもなかなか…

委員D：謳ってもと言うけど、謳わないと始まらない。謳ったあと具体的にや
っていくかの実行計画になるので、謳いましょうよ。

委員C：謳いましょう。謳った以上は行政の役割として、なにか進めないと。

委員D：おっしゃるように、学校でそういうことがあるかもしれないし、一つ
ではないですね、いろんなことをやっていかないと。これは、こうい
う方向で、総合計画はまずありますからね。総合計画をやっていくう
えで、議会と市役所と市民はどういう役割でどう関わって総合計画を
やっていきたいと思いますというものだから、具体的に実行計画を立ててや
っていくべきだと思いますね。

委員C：そうですね。やっぱり謳いかたですね。やっぱり、効果的に市民が踊りたくなるような歌を謳うっていうか、その持っていきかただと思うんですよ。

委員E：そう、だから言葉で、やさしい言葉で前向きなその言葉を考えて、全部にやるということでしょう。それがはっきりしてね。いつまでたってもこの話をしても、ばらばらになってくるから。とりあえずあの言葉を入れよう、この言葉をいれようと言って、みんなに言ってもらったら。それによって考えた方が、前に進むような気がしますね。いろんな意見言い出したらそれ以上ね。形が出てこないですもんね。順番に入れてまとめてみた方がいいと思いますね。

委員I：いいですか。さきほど対等という言葉が使われたんですが、対等ってなかなか分かっていても、難しいです。ぼく、門真市に住んでいるんですが、公務員として働く前は市役所の人ってなんか固いイメージがあって、近づきにくいイメージがありますし、市民の立場から言うと市全体が良くなるためには、市役所の人は何とかしてくれるだろう。そういう意識があったりしますので、対等っていうのがわかってれば、というか頭でわかってても難しいと思いますし、対等っていうのが、条例全体にちりばめれてたら、こちらとしても、ホッとするというか、安心すると思います。

委員E：それ入れとかないと。

委員I：実際公務員になったとき、われわれ公務員はどちらかという市民に奉仕する立場なので、市民の方となかなか対等ということが思えないですね。でも、対等じゃないと協働っていうものがないと思いますし、頭に入れながら条文を読んだときに、上から三つ目の「市民は職員と協働して」という条文があるんですけど、その中の最後に支援しなければならぬとあるんですが、こういう書き方だと市民が職員を支援するっていうことになるので、対等に見えないような気がします。対等って言葉をわかっていけば、こういう表現にはならないと思うので、表現を考えた方がいいと思います。

委員長：この文章自体は、変えないといけないのですが、この文章自体が出てきた背景は、議論の中で職員が市民から言われないと良く理解できないとかいろいろあって、職員の方が適正な公務ができるようにするた

めの市民の在り方を議論する中でこういうことが出てきたんです。

委員J：はい。

委員長：はい、どうぞ。

委員J：先程から何度かわかりやすい言葉で、市民さんにお伝えするということを言っていたいています、私も強くそのことは感じておりまして、最初の米印の二つ、口語調にするべきかどうか議論をと書いてありますが、僕はすべて口語調にすることを提案します。こういう書き方だととっつきにくい、あるいは理解しにくいというように、意識がかけ離れていきますので、わかりやすい言葉で、伝わりやすい言い方であるのを趣旨に入れて口語調でつくるのはどうかと考えます。

委員K：すいません。いいですか。

委員長：はい。

委員K：先程、対等ということが出ておりましたけれども、市民と役所の職員そして議会はそれぞれ立場があるでしょう。市の方が市民に協働を求める場合は、多分予算ありきだと思うんです。その辺があつたら多分ことがスムーズに進むと思うんですけれども、今回反対に市民の方から何かをお願いに行ったときに、これは予算はありませんね、そうすると今度議会へ、そして役所で予算をとらないといけないといったときに果たしてそれが対等で進めるかどうかというのも非常に問題だと思う。それで今度は市民の方からそういう要望が結構あると思いますが、個人でこうしてほしいとかいうのは別ですけども、住民がまとまって何かをしたいというような時に、議会も市も職員もいい考えであれば乗っていただくでしょう、けれども、果たしてその時に予算が出るものでしょうかね。その辺も難しい。役所というのは最初に予算ありきで事が進んでますから、余程大きな事業であれば、臨時予算とかいうものもあり得るでしょうけれども、住民とかが持って行った話の中で対等に乘っていただけるといふ形はできるのでしょうか。その辺疑問です。

委員E：一番そこが問題です。予算を付けたり、付けなかったり、やって欲しいこと、市民としてはこういうことをやってほしいとか、確かに市と

しら予算組んだらそれで実行しないとダメということですけどね。そこを外して、初めて社会貢献やることに対して市民と議会と行政がどのような形でというのが、私の協働という考え方だと思っています。そこをどうやって皆さんが努力してできるかということにしないと、そのところははっきりしておいた方がいいと思います。

委員L：私もパワーポイントで協働とは、何故協働が必要なのかという形でパワーポイントのほうに書いていただいて、説明していただいていたんですが、これを読んでたらどうしても協働を進めていくのは、市ができないことを市民の方をお願いするというイメージがすごく強いなっていうのがすごく感じるんですね。なので、今おっしゃられたように、市民からの要望を行政の方とか議会の方がどのようにくみ取っていくのか、ですので、市からの一方通行じゃなくて、市民からの上下の関係が条文に盛り込めるようにしていったらいいんじゃないかと思います。

委員M：よろしいですか。

委員長：どうぞ。

委員M：市民といえば個人個人で、団体に所属していないというイメージがすごく強いように思うのですが、NPOとかも市民としてとらえられるようになりましてけども、門真市に事業所を有する企業ですとか、そういうところはちょっと抜けているのかなと、見落としがちなのかなということを思います。でも門真にも優秀な企業がたくさんあると思います。そこと協働というのも視野に入れて動いたらもっと協働も進んでいくのかなという気がします。

委員長：他市の例でいくと事業者の役割がどうしても記載されていない面もあります。それはまた事務局の方で調査もされて。その結果どのように表現するということは悩ましいところです。おっしゃられたようなところは十分考えないといけないでしょうね。

委員M：東大阪でしたら市役所の1階のところに展示、各企業の展示場があったりするんですけども、営利目的はちょっと苦手な部分が市役所にあると思うんですよ。営利目的だからお断りしますというのも。私はスポーツ振興課なんですけど、施設では営利目的はお断りしているところ

なんです。まあ、そういうイメージがあると思うのですが。東大阪市でいいのであれば、もっと正式に取り組んでいったらよくなるのかなと思いました。

委員C：地元企業ですね。

委員M：はい。そうですね。

委員C：社会貢献とか公共の利益とかをしっかりと考えてやるのであれば、文句を言う人は絶対いてるのかなとは思うんですよね。だけど、いちゃもんつけられても、こうこうこうですからとはっきりと言える市役所であって欲しいな。というのも市役所の雰囲気を見ていると自信なさげで、そうするとうるさい人がね言ってしまわないですか。だけどそうじゃないんですと、はっきり言える市役所としての主義主張というか考え方を、市役所としてこうあるべきというようなことを中で議論したりとか、そういうことも必要なんじゃないかなと、市役所として。

委員N：話が変わるんですが。自己管理と責任と関係があるんですが、この間役所の方が視察にここの市民プラザに来られたんですよ。1人2人なら、なんで8人で。数えたんですけどね、8人ぐらいで来てて、なんでそんな沢山の人数でわずかスーッと見るだけ。あんな1人2人できたら15分もかからずにわかることですからね。どうしてそんな大人数でくるのか引っかけられますよね。もうちょっと市民ももちろんそうだけれども、役所の方の職員も自己管理・自己責任と言うんですかね。自分で責任持たないから、たくさんぞろぞろ来て。挨拶して見てるだけなんですよね。おはようございますと言って、後はぞろぞろ着いてきてるだけなんですよ。何しに来たんだろうと頭をかしげたんですが。

委員O：すごいいいコストですよ。来るだけでもね。本当に勿体ない事してますよね。

委員N：もっと一人ひとりが責任もって視察すれば、車2台かなんか乗ってこなくてもいいんですけど。

委員C：それっていっぱいあるんじゃないですか。

委員N：すべて市民も悪ければ議会も役所も自分に対して責任がないんですよ。管理しながら責任を持つ、行動に対して。一般の企業だったら社長怒りますよ。その間そっちの仕事抜けるわけですから。

委員O：そうですね、病院なんかも院長先生の回診みたいなものでね、ああいう偉い人がいて、お付きの人が付いてくるような大名行列なわけですよ。

委員C：市役所って、そんなことが多いですよ。多いような印象です。

委員N：視察だと思ってまず勘定しました。

委員E：やっぱりそこはね、役所の仕事だから一人で行くより何人かで行って、いろんな意見もあるし、後で話しすることもあるでしょうしね。その一人で行くから責任があるとは。

委員O：時間をかえていくとかしないと思う。

委員N：8人はね。やっぱり意識改革が必要だと思いますけど。

委員E：意識改革は必要ですがね。けど、一番困ってるのは、個人的に言わせてもらえば、行政自体が、今もう立ちいかない状態でありますので、今の状態で市民の言うことは聞かないといけない、何でも聞かないとなってきたら、それがそうしてもいかないから、皆さんに協働でお互いに一緒に力合わせて何か考えましょうというのがこれでしょう。それを本当に分かってやっていかないと、前に向きませんもんね。いつまでたっても。

委員C：市役所も変わらないとダメということですよ。

委員O：そういう意味でおっしゃってるんですよ。我々も変わらなダメだし、役所も変わらないとダメ。

委員E：一番悪いのは市民だと思います。前、行政の人に話を聞いていたら、市民で自分らの気持ちと違って、無茶苦茶だなというところがあります。ものすごくでたらめな市民が多いんだなって。自分の印象です。だからそれと違って、やっぱり、形と違って皆さんこうやって夜遅く

まで頑張るんですから、それはそれで形のいいのを、前に向かっていきましょう。ここで自分ら助けないとダメ。議会もここで助けないとダメ。貢献しないとダメなところはみんな市民がそこを分かってもらえてたら、そういうふうに言葉で順番にいて、いろんな意見ばかり出ても前に進まないですから。

委員C：でも、いま言われた、市役所も意識改革しないとダメというのは重要だと。やっぱりみんな8人も行かなくてもいいやって、思ってると思うんですけどね。

委員D：聞いた人もその事実を知らないですもんね。

委員C：3人もいれば十分とちがうかな。

委員D：事情もよくわからないですが、その辺どうなんですかね。

委員P：いいですか。

委員長：お願いします。

委員P：言い訳をするわけではないんですが、市役所は意識改革をしないとダメというのは、私も同意見なんですけども、その8人で視察したからっていうことで役所は何でもかんでも無駄遣いしやがってみたいと思われるかと不本意なんですけども。私もどういうことで行ったのかということが分からないので、本当に必要なことなのかどうか分からないですし、それを、それは必要なんですかと言ってもらうことは必要なことだと思うんですけども。無駄遣いしているとか、否定的に取られてしまうと思うんですけど、何しに行ってるか実際分からないじゃないですか。人手がいることなのかも知れないですし、こちらとしても市民の方が文句を言う人がいたら、こちら市民って考えてしまう人がいたら、市民と役所の溝が深まっていくと思うし、私らとあの人は違う感じになってきてしまうと思うし。そうじゃなくて、ここで載ってる市民という形みたいになんか同じ目標に向かってやっていく面で、悪いところはお互い指摘しあわないと思うけれども、先入観を持ってみるというのはちょっとやめにしていきたいというのが、私の意見です。

委員C：信頼関係の問題ってどうですかね。

委員E：いやちがいます。民間だったら利益を優先するからね。だからそれではっきり出るけど、行政はそうじゃないですからね。サービスを優先しているから。どういう風にして意見を言うかが大事なので、一人で勝手に考えているより、8人で考えていろんな意見言う方がいいもんが出ることもありますし。それもやっぱり必要で、そのための視察も必要だと思いますよ。自分の考えですよ。どっちがどうか分かりませんがね。民間から見たら見方によっては、これでいいだろうという意見。見方によったらね。8人がいろんな意見言う必要があるから、そのために視察に来たという考え方もあるし、そこらはね、本当に意識改革というものをね、必要でありますし、そこはやっぱり行政の考え方と民間の考え方は変わりますからね。そこらを考慮しながら話していかないことには。

委員C：そこはね、一番重要なことかもしれないことで。なんでっていうことが、やってる人に直接伝わってね、いやいや8人はこういう事情でっていうのがね、わかれば、そうかとなるんだけど、どこへ言っていけばいいのか分からないし、そこらへんがやっぱりこれでいいんだろうかとかってなっちゃうんですよね。だから、あれーとか、そういう風に。なるほどそうか、それなら8人いるなっていうことかもしれないのでしょ。そこらへんは、もしかしたら重要なことかもしれないと思いますね。

委員H：今の話は多分悪循環の方の話と思うんです。市役所が多分8人でコスト意識が低くて無駄遣いをしている方を市民が見ると、なんだ市民もこんな市役所には協力しないということになってくるんで、悪循環だと思うんですけども、その逆で好循環を生み出せるようなとっかかりになるようなことを是非ここで入れられたらいいなと思うんです。市役所も、どっちが先かわからないですが、市役所も頑張ってるから市民も頑張る。市民も頑張ってるから市役所も頑張らないといけないという、そういういい関係を築けるような形の内容にできたらいいのかなと思います。

委員長：だから、相互の信頼関係を深めるためにはどうしたらいいのかという議論ですよ。ぜひ提案を、はい。

委員J：今の不信の関係というのはやはり正しい情報が得られないことに原因があると思います。そういう視察がなぜ行われたのか、それをどこに聴いたらいいのかわからないところに原因があるので、市役所の責務に書かれている、積極的な情報公開や情報提供によって変えていける話じゃないかなと思います。だからここに必要なのは評価・点検をしていく機能があれば防げることなので、最後に書かれている推進委員会、評価・点検の組織というのを設置して市役所は本当に情報公開を進めているのかを見ていったら今の問題は徐々に減っていくんじゃないかと思います。

委員A：ちょっといいですか。

委員長：はい、お願いします。

委員A：今回公民協働課ということで新しく設置されたわけですね。やっても変わられて。というのはそういう効果をひとつ狙っての設置であり、人事の一新だと思うんですよ。だから、この理念はもうこの時点でできつつあるので、条例にしっかりと組み込んでおけば多分できるんじゃないですかね。で、この部会が始まって最初のほうで、窓口で直接文句を言うところじゃなくて、意見があったら取りまとめて何か窓口になってくれるようなところがあればいいんじゃないかという話が出たと思うんですけれども、そういうものがここへつながってくると思うんですね。ということは、ここに書かれている条文は、文章を変えていく必要性はあるかもしれませんが、この理念だけは置いておくべき、強く押し出すべきじゃないかと。

委員M：すみません。

委員長：はい。

委員M：例えば、さっきおっしゃった8人の視察はどうなっているのかの文句をどこに言えばいいのかということなんですが、私は守口に住んでいるのですが、守口にはホームページに掲示板がありまして、掲示板に投稿があれば回答が出るんですよ。守口市のコメントみたいな形で。で、誰でも見れるのですごい手軽ですよ。たとえば情報公開の手続きを踏もうと思ったらいろんな申請がいたりだとか、ちょっとハードルが高いと思うんですよ。でもホームページに投稿するぐらいだっ

たら…できない方は例えば秘書広報課に言っていただくとかいう方法で…具体的な方法に触れてしまうんですが、何か市役所の責務の中で1番目と2番目が合わさったような、積極的に機会を設けるだけじゃなくて、それをホームページで公開するとかいうので統一すれば、市民の方もホームページに投稿しようとなるし、そんなことまったく考えてなかった方も見たらわかると思うので…

(注：門真市にも同様の制度あり)

委員C：それってどれくらい投稿あるんですか。

委員M：一回投稿してもすぐに表示されるわけではなくて、たぶん回答がついてから出るんだと思うんですけども、結構、そうですね、毎日出ているわけではないんですが、3日に1回ぐらい更新されていたり…はい。

委員O：それはよろしいですよ、内容は消されたりしませんか。

委員M：特定の職員は馬鹿だとかいうのは配慮して〇〇とかいうのになってるみたいです。

委員C：そんなのまで出るんですか。

委員M：態度がおかしいとかいうので、具体的にはよく見ていないんですが…

委員C：クレームもそこに…

委員M：その道路に歩道橋をかけてほしいとか言う要望も載っていたりしてますし…そうですね。

委員A：そこにいい評価がいっぱい来てくれればいいかなと。

委員M：そうですね。

委員C：いい評価もね…

委員M：ちょっと少ないですけども…

議長：ホームページ上ですよ。個人情報漏洩が一番懸念されますよね。その部分が難しいという話…誹謗中傷、営利目的、あと宗教系、この分については禁ずることです。後は汚い言葉、禁止用語を投稿した人の分についてはカットするという…

委員C：もし、そういうのをするとしたら投稿する人は門真市民で、名前とか住所は記載しないけれども、載せれるのは門真市民で名前・住所がはっきりわかっている人でないとだめなんじゃないですか。

委員D：今の守口のものはおそらく一旦受け入れて、それを整理した状態で出すので、いきなり問題のある発言は守口市は取ってないです。いきなり全部載せていたらそれこそろくでもない掲示板になりますよ。

委員B：その話に関連していくとですね、今震災なんかでツイッターやフェイスブックなんか非常に流行って、自治体によっては取り組まれているところも前からもありましたが、これを機会に積極的に取り組もうと言われてるんですね。それも含めて考えていただくと良いのかなと思うのですが、ちょうど総合計画でもソーシャルネットワークサービスを活用すると書いてありましたので、そういうのも含めて色々な取組みがこれから出てくると思いますので、情報管理のあり方とか情報発信のあり方、情報共有のあり方とかの原則的なことを少し整理した方が良いのかというのも考えながら議論したほうがいいのかもかもしれません。が、色んな可能性は持っているような気がいたします。

委員J：はい。

委員長：はい。

委員J：今震災の話に触れられたので、私のこだわりを持って聴いていただきたいのですが、まちが壊滅的な被害を受けたときに、どう自治を再び確立していくのかという視点で、自治基本条例の中に目指すべきひとつの言葉があってもいいんじゃないかなと考えます。これは常に平時を想定して行政・コミュニティ・市民・議会を検討していると思うのですが、何かがあったときにどう立て直していくかという共通のルールがあれば力強いのではないかと考えました。

委員長：どうすればいいんですかね。そのための広域行政の表現は一応書いた

のですが、その先の表現ですね。

委員 J : 広域行政以上のものが何かあればと思うのですが、自分では思いつきませんでした。

委員長 : いえいえ。共通する課題に連携して適切に対処する先のことが何か…

委員 B : 危機管理については豊中市さんは書いてありますね。たとえば、市は危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制を整備するとともに、対応に当たっては市民や事業所と連携を図らなければならない。協働の一環でしょうけども、そういうのは書いてあったりはいたします。あるいはもっと抽象的に災害予防計画なんかは市民も一緒にしっかり見直すんだとかいうことでも良いのかなど。市全体に関わるようなコントロールタワーになっているのが災害予防計画ですので、そこに市民もちゃんと関わってまちの弱点について一緒に考えるんだということでもいいかもしれません。

委員長 : 予防的な観点や規定をいれるということですかね。

委員 J : いえ、僕は違いますね。復興に生きるまちづくりのことなんです…

委員 C : そうですね、なんかね、最近準備って言葉が良く出てくるんですね。本田選手が最初に言ってたんですけど、準備をして試合に臨むってことで、準備って言葉が。想定外ということを常に考えておいて、心の準備をしておくっていうのがすごく大事なと、その準備って言う言葉がすごく印象に残っていて。やっぱり想定外のことが起きて、慌てて想定外だ想定外だといってもね、常に心の準備、色んなことを準備しながら広域行政っていうのはやっていかないといけないなということを感じましたね。それは準備っていうのは色んなところで思うんですね。ちょっと抽象的すみません。

委員 Q : あの、ちょっと話がまた戻ってしまうんですけど、ちょっと質問なんですけれど、市民の方と職員がいい循環がっていう話の中で、市民の方っていうのはどんな市役所だったら自分達のために働いてくれているとか、一緒にやっという気持ちのなるのかっていうのが疑問に思ってたして、今まででできたふれあいの場を持つとか、情報を開示していくとかっていう話は出てたとおもうんですけど、それ

以外の要素ってあるんでしょうか。さきほどの話の中で、市役所の職員が自信がないみたいなことをおっしゃったので、なんかそういうのも、要素としてあるのかなと思ってちょっと素朴な疑問なんですけれどちょっときいてみたいなど。

委員C：やっぱりね、わかってくれる人がいると強くなれるでしょ。だから市民の中にも色んな市民がいますからね、若いのに頑張ってるねとか言ってくれる人がいたらやっぱり元気出るし。市役所に対して、やっぱり、私なんてね、ちょうどおたくらみたいなんですよ、わが子が。27と25と22なんです、すごくわが子と重なってしまうんですよ。ああ、頑張ってるなという親的な見方をどうしてもしてしまうのでね。だからやっぱりそういう市民を増やしていかないといけないんじゃないんじゃないかなという気持ちは持ってますね。それはやっぱり、それではだめだという気持ちも、それもありますよね、具体的にどうこうっていうわけではないんですけれどね。もうちょっとこうしたほうがいいのではというようなこともね。だから、具体的にどうって言われても、市役所の人とちょっと触れ合うことがあった時にはやっぱりそういう気持ちは持ちますね。

議長：具体的なテーマを実際に決めて、テーマがあるという前提で話しますと、そのテーマの下に行政の方と市民の方がそれぞれ集まって、それぞれが持っていない、行政の人がここ不得意だなと思った時に市民側のほうに得意な人がいらっしゃるかもしれない。逆に市民がここ全然わからない、だから行政に助けていただく。お互いに持ちつ持たれつ、そのひとつのテーマの遂行のためのコミュニティ、そういう場をたくさん設ける、これが一番大事なことだと思います。一例を挙げてしましますと、私は、教育行政の方とよく接します。なんとか協議会とかいうそういう組織、市民団体が出来上がっています。その、市民団体の中に行政側の方に入ってください。これはいわゆる協働といわれるもので、ひとつの目的を達成するために公民ともに協働でお互いに助け合いながら力を合わせながら進めていっている事業でございます。そんな事業がたくさん存在します。教育に関係するところだけでなく、色んなところの行政でそういった市民とのつながりのためになんとか協議会、なんちゃら協議会といった色んな組織が出来上がっていますので、それはあくまでもひとつの目的・ターゲットがあつて、こう良くしていこうという、もちろん悪くしていこうなんてターゲットなんてありません。すべて良くしていこうというターゲットの

下で皆さん集まったグループが出来っておりますので、そのグループでそれぞれの市民と行政側とのコミュニケーションを図っていけば、それを活発にしていったらいいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

委員N：つい最近体験したことなのですが、本当にもっと市民が行政側に参加しないといけないんですが、行政の窓口に行って、一般の主任さんから課長さん、次長さん、部長さんまで集まって会議してたんですけど、上の人がそれを全然知らなかった、前の人がやっていたけど僕は知らなかったとか、その答えがあまりにも多かったから驚いたんですね。せめて、自分の職についたら、前はどのようなことを行っていたのか、それをまず知っておいて市民と話し合うべきです。聞いてなかったがあまりにも多すぎて。それがトップの方がそれを聞いてなかったっていうんですから、驚いたことがあります。そうすると、市民は何を信用したらいいのか。ここまで話がいったのに、きいてなかった、この人たちが悪いんですって。そして自分の責任を人になすりつけるんですよね、部下の方に。だから、部下の方が気の毒だなと。こっちはその人を攻めるために行ったのではなくて、なんとか解決しようと思ってそういう場面に行ったのに、私そういう場面に初めて行ったんですけど、その場で職員の方の態度を見せられたのでショックを受けました。なんとか門真をよくしていきたいというのはみんな一緒だと思うんですけどね。だからせめて自分がその係に来たら、前の人がどのようなことをしててどのようなことを引き継いでいるか、それは知っておくべきだと思いますね。

委員O：今、たくさんの組織がということで、議長がおっしゃいましたけれど、なんとか協議会とね、一番しないといけないのは、市民が安心するのはわかりやすくすることですよ。仕事してはるのは絶対よくやっていると、それが何やってるかもわからないと、協議会をいっぱい作ってみて、地域協とかいっぱいありますよね。ごみ一個にしてもこのごみは公園ですよ、このごみは衛生ですよとか、色々ひとつの仕事があっちこっちにね。かつて出雲市長の岩国さんがおっしゃってましたけれど、なんとか衛生課というのは全部やめたと、ごみはごみ課だと。お前はごみ課のごみ課長だと、役員さんにいったらしいですけど。それぐらい簡単にしたほうがみんなわかりやすいようにする。どんな仕事しているかがわかることが一番の信頼。やっていることは間違いなく正しいことやってはるんですけども、シンプルイズベスト、

組織は全部名前で見えるようにしないと行かない。そう変えていく中で理解が深まってくると思うし、ここに集まっている人たちはそれぞれ色々、自治会の役してみたり、PTAしてみたりした人ばかりですもん。だから、なんとか協議会とか何をしてるかとか大体わかっています。でも、ほとんどここに来ていない一般の方はまったくわからない。我々もそういう自治会の活動するまではわからなかった。全く知らなかった。でもやっていく中で、ああ、これはここに言っていくんだとかこれはここに頼むんだとかわかってくるんですよ。だから、まずわかりやすくして、こういった場にもみんな来れるようにするのが先だと思います。やってはる仕事は間違いないんです。だから、やってることを逆にアピールしてほしいんです。こういうのを私はやってますよ、この課ではこういうのやってますよと広報に載せたら、より身近なものになる。シンプルに本当にいきましょう。組織を変えていきましょう。

委員長：ちょっと時間が時間なので、十分にご参考にしていただきまして、また協働のところを少し書き換えて、わかりやすく変えていきたいと思うんですが、住民投票のご意見を後10分くらいしかないんですけど、何かいただければと思うんですけど。まあ、これは公職選挙法で定めている20歳以上、日本国籍という選挙とは違いますが、住民の意思を表明するもので最終的な決定権は市長と議会にあるんですけども、その意思表示の手段としての住民投票をどうするかということで、まあ住民投票規定を設けるかどうかとか投票資格者、門真市の投票資格者をどうするかとかそういったがを含まれるんですけど、何かご意見をいただいたほうが。

委員D：はい。ちょっと意見ですけども、自治基本条例も重たいんですけども、住民投票自体もかなり重たいものなんですよ。重たいものの中に重たいものを入れますとこれに引っ張られる可能性があって、基本条例の方が薄まる可能性があるんで、議論がこっち側にきてしまう可能性がある。これはちょっと私の考えでは定めないか、別に決めるという風にしてここではなんか避けたほうが基本条例を進める上ではインパクトがそっちの方にね、あまり余計なところに目がいけないようにしたいなと思いますね。

委員長：住民投票がもし重要だと感じであれば別に条例で定める規定を設けることは、そういう自治体も多いと思いますけれど、その辺の方向性

だけでもいかがでしょうか。もういない人はいないで。

委員O：ないところもありますから、あえて取り上げる必要もないんじゃないかと思うんですけどね。一応決まってる、地方自治法でありますから、決まったところでね。一般の者では出来ないと思いますけどね。広く市民のことを考えたらこれ書く必要は逆にはないんじゃないかなと思うんですけどね。

委員B：これは住民投票についてはですね、ちょっと先生に質問なんですけれど、あの、見直しの規定を入れますよね。で、後で大事だということになって自治基本条例推進委員会のような監視機関が必要だということで、例えば勧告をした場合には後で見直しの際に新たに条文として組み込んでいくことができるのかどうかということがひとつの判断のポイントになってくるかと。

委員E：それは絶対いる。

委員B：いるって言った場合ですね、後でですね。

委員長：別にこれは見直しの際、追加自体は可能ですね。ただ、条例ですから、議会が最終的に承認するかどうかですね。

委員E：それはきちっと決めておかないと。

委員P：すみません、質問なんですけれど、自治基本条例って結構理念的なものだと思うんですけども、住民投票って聞くと私としてはどっちかっていうと理念ではなくて、もう本当に実務に近い法になってくるような気がするんですけど、そういう自治基本条例に入れる上では、行政は市民の意見を広く聞いて取り入れなければならないですよってというようなことを入れておいて、実際運営する際に、住民投票が必要となる場面が出てくれば別に条例ですとかそういったもので規定して運営するっていうことはできないんでしょうか。

委員長：別に規定しなくても市長から住民投票条例を議会に上程してもらえばできます。

委員P：後ほど条例を盛り込むっていう話があったので、載ってないといけな

いということはないと思うんですけど。

委員長：別に関係ないです。多くの自治体がなぜ載せた傾向があったのかは、よくわからないんですけど、おそらく、平成の市町村合併の直後に作られた自治基本条例が多かったので住民投票に関心が向いたのかなと思うんですけど。今は時間的に経過して市町村合併自体も行われておりませんので。

委員C：どういう時に使うんですか。

委員長：多くは市町村合併、今はなくなったけど、原子力発電所の設置とか、特定の重要課題が起きたときに使うというのが一般的ですね。そういう状況がおきたときに住民の意見を聞きましょうというのが住民投票なんですね。

委員C：門真には今ないんですか。

委員O：今でも使いますよ。2000人集めたらいいかなにかですよ。

委員C：あるのはあるですよ。

委員N：守口市と合併するかどうかの時にね。

委員O：あの時やりましたね。

委員N：投票しにくい人がすごく低い。投票率が低い、門真市は。

委員E：先のこと見たら、絶対守口と門真が引っつく可能性はまた高いですよ。その時みんなどうするんかということにまたなってきますよ。以前合併のときワイワイ言って色々あったけどまた絶対大阪都とかなって、構想になってるから、その時守口、門真は引っつく可能性高いですからね。その時、住民投票で自分達のまちどうするかというのは絶対出てきますから、やっぱりちょっとここはしっかり作っておいたほうがいい気がしますよ。

委員O：現行法の住民投票でいいですよ。今のものを使ったら。

委員D：今のやつはどこが問題かはよくからないんですけど、問題があれば…

委員C：なにか問題があるんですか。

委員O：市民の定義の中に入ってくる範疇が広いか狭いかのことだけであって、実際大人であり、有権者でありの人は投票できるんだから、問題ないんじゃないかと思うんですけどね。

委員N：悔しいのが、門真市民が合併したいのに守口市民が合併したくないだったんでしょ。投票率も守口の方が多かったし、門真が低くて。それで、門真市民は守口市と合併したかったけど、守口市民は門真とは合併したくなかった。それで消えちゃったんですよ。

委員E：意思是ですけど、門真市民の意識がなかったですね。合併したらどうなるとか、自分達のまちをどうやって守るんだとか出てきたからね。そういう意識もなくなってしまったからね。守口の人のはっきりしてて。あの時門真のほうで財政は楽だったし、守口のほうで苦しかったんだから。とにかく引っ付きたいというのと、守口は門真と引っ付きたくないということですよ。だから、そこらの意識改革もしないといけないんですけど、絶対この先出てくると思います。だから、自分達の意見を尊重するとか、今だったら、市長がするとかしないとかになった時に、それが本当にやってもらえるのかということですよ。そこら辺をちょっと考えてもらわないと。

委員C：なんか重要性とか問題点とかがわからないので、意見の出しようがないです。

委員A：それに関しては問題意識の喚起とかは、条例で今からやっていくことであってそれでもいよいよだめだ、どうしてもこれだけやっているけれどという、そういう事態になった時の住民投票ということですから、それがあんなしでそういう事態を避けられるかどうかというのは直接的には関係ないと思うんです。だからそれが必要になった時に、今言われてた、今までとおりにやればそれは別に問題はないと思うんです。

委員O：だから、意思決定する範疇が狭いか広いかだけのことですよ。だから、この率が例えば100分の1にするのかわかりませんが、この率を

変えるだけであって、これで決まっている分よりもゆるくするんならゆるくするだけですから、たいした大きな意味はないと思うんですけどね。

委員長：まあ、あえてこの規定は設ける必要はないということによろしいでしょうか。

議長：必要性がわからないというか、ちょっと勉強不足かなと。

委員長：仮に抜き差しならない問題が起きたときに、住民投票のこの規定があると、多少住民投票をする方向に動くんだらうということですね。

委員O：もしいるなら、基準を下げて書くしかないですね。パーセントを低くね。

委員長：だから、別個条例を定めるということにするなら、おそらくなんとか条例検討委員会というのを別個設けて、また1年くらいかけて、議論することになると思いますから、そういう規定を設けるかということですね。

委員O：書くのならもっとゆるくしておくとかね。率を少なくするとかね。やっぱりそういう形で書くなら別ですけど。現行法のままだったら全く意味がないと思うんですけどね。

委員B：おそらく住民投票については委員長もおっしゃっていたとおり合併の時にですね、どこでもされていたので、首長側から合併をやっていく、議会が反対すれば住民投票の結果を受けて、追試するということがさかんにあつたので自治基本条例を作る際には、住民投票も市民参加の一環ではないかという風な感じで登場してたと思うんですね。で、後は原発とか、基地の問題ですね。そういうときに活躍する非常に政治的なツールだと思うんですね。効果はどうかということまで含めるとですね、ちょっと勉強はしないといけないと思います。自治基本条例に入れてどういう使い方をしていくのかということになると、今まで住民投票をして合併したのがどうなのか、よかったのか、住民の考えをちゃんと反映できたのか、後から住民は納得できているのかとかはちょっと勉強したり、調べたりしないといけない部分だと思います。その辺はおっしゃるとおりわからないところですけど。私たちもそ

ういう論文はあまり読まないのですね、そういう整理がまだされていないのかなと思うんですけれどね。

委員C：それはそういう話をしないといけないと思ってらっしゃるからそういう話をしているんですか。

委員B：自治基本条例の標準的に多くの団体が検討している部分なんですね。だから、まず通らないといけないひとつの通過点なんです。入れる、入れないということですね。特によくわからない、時間かけて勉強しようということだと、少し別の形で考えていくということでも十分やり方もあるのではないかという、ここまでの説明を今、先生がされていたということですよ。

委員D：思いですし、それを入れるなら門真で選挙権の行使でも入れたほうが、よっぽど日常的なね。市民は選挙権を入れたところでたいした意味はないかもしれないですけど、謳うのならそれを入れたほうがよっぽど。

委員C：権利じゃなくて義務ですよ。私は選挙も行かないのに文句言うなと思いますね。

委員O：選挙は義務じゃないんですよ。権利なんですよ。

委員C：そうなんですけど、そんなもの行っても一緒だから行かないと言いながら、文句はいっぱい言ってる人が結構いるんですよ。選挙に行かないなら文句言うなよと思うんですけれどね。

委員D：だから、門真市は義務に入れてもいいんですよ。

委員R：市及び、議会は住民投票の結果を尊重しなければいけないということですね。だからやっぱりやればいいんじゃないかと思うんですけど。

委員P：そういう形ではあってもいいかもしれないですね。そういう住民投票をやること自体のことではなくて、住民投票があった場合に意見を尊重しなければならぬとか。

委員C：それは当然のことだと思うんですけど、それは謳わないとだめなことですか。

委員長：権限としては市長と議会に決定権があるので、重要な場合には市民に意見を聞く必要があつてその意見を聞くツールとして住民投票があるということです。

委員C：でもそれを今おっしゃったみたいに、ここに謳わなければ無視される可能性があるということですか。

委員D：謳っても謳わなくても無視される可能性はあるという…

委員B：沖縄の基地問題なんかであったんですけど、住民投票の結果とは反対の意見とか選挙ですぐ証明されたのでやりますとか、だからそれ見ると裏切られたという話になりますので、住民投票の結果が出たのであれば尊重しましょうと。

委員D：ただ、この自治基本条例が出てこれが本当に重くなってきた場合に、大切に重いものになった場合になかなか無視できなくなるということがでてくる。尊重って書いてあるし、やっぱり住民投票の結果は尊重しないとイケないなとなる。

委員C：じゃあ、その一文は入れてもいいんじゃないかなと思いますね。

委員E：住民投票自体の意見としては結局市長が采配ですもんね。イエスカノーかどっち言おうが。こと反対だといっても市長が賛成だといわれたら、その意見が正しいんですよ。だから、今言われたとおり、尊重しなければならぬというのが大事ですよ。そこは入れてほしいですね。

委員O：法的に手続きを踏んでやった住民投票でも、その結果ノーだったとしても、市長がイエスならイエスになるんですかね。

委員C：ということですね。それなら、それは尊重しないとイケないということはやっぱり謳ってもらったほうがいいかもしれないですね。それぐらいは。

委員D：でも、それを入れるなら市民も選挙権を行使する話と組み合わせでね、市政への参加ということを入れたほうがいいんじゃないかと。

委員C：それ、門真には重要かもしれないですね。特に。

委員D：ただね、住民投票というのも、なかなか、そのテーマによって何が出てくるかわからない。例えばとんでもないものに賛成50パーセントになってくる可能性もあるんです、逆に言ったら。我々が反対するようなことでも、少数派が反対して、大多数が例えばとんでもないことに可になるようなことが出てきたとした場合、それと、逆に市長がストップかけられるというのが尊重しないといけないとなるかもしれない、なかなか、一筋縄ではいかない。物事によりますからね。

委員長：時間も来ましたので、一応尊重するという表現を入れておくとして、また次回、あるいはまだ検討部会がありますので議論を重ねていきたいと思えます。次回はとりわけ一番柱になる前文の検討をしたいと思えますのでよろしくお願いします。策定委員会のメンバーから出された意見を基にして、原案を作成し次回の検討部会でたたき台にしたものを議論したいと思えますのでよろしくお願いします。それでは議長に進行をお渡ししたいと思えます。

議長：はい、皆さんたくさんのご意見を出していただきありがとうございます。時間がもう9時前になっておりますので、誠に申し訳ありません。ご質問の方、挙手を聞こうと思っていたのですが割愛させていただきます。それでは、最後にですね、事務局より案件3、第9回検討部会の日程調整をお願いします。よろしくお願いします。

事務局：それでは、検討部会の次第をお手元にご用意いただきたいと思えます。

1枚目の表紙のところになります。駆け足で日程調整のほうさせていただきたいと思えます。5月13日金曜日午後7時のご都合が悪い方いらっしゃいましたら挙手をお願い致します。2名いらっしゃいます。続きまして5月14日土曜日午後1時半からご都合が悪い方いらっしゃいましたら挙手をお願い致します。5名ですね。僅差ですけど5月13日金曜日午後7時に決定させていただきたいと思えます。5月13日金曜日午後7時から、お手数ですけど、スケジュール帳にご記入いただくか、このお配りしている資料の最後に開催通知お配りしていますので、そちらのほうにご記入お願いいたします。5月13日金曜日午後7時から文化会館にて開催いたします。また、3月24日に行いました策定部会の資料、事務局のほうにご用意しておりますの

で、お持ちでない方いらっしゃいましたらお帰りの際、お取りいただきますようお願いいたします。また、策定部会に参加されました方で、宿題まだご提出されていない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにご提出をお願いいたします。最後にですね、この4月から事務局、公民協働課となりまして今日のテーマ、まさに協働についてということでご議論いただきましてありがとうございます。この公民協働課、前兆的に協働というのを推し進めるために設立された新しい課ですので、ぜひこういった形で協働を進めていきたいというご意見等ありましたら、また公民協働課のほうまでご連絡、ご意見のほういただきたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。みなさん長い間、長時間にわたりまして議論していただきましてありがとうございました。9時ジャストになりましたので本日の検討部会は終了させていただきたいと思います。それでは皆さん長時間どうもありがとうございました。

委員：ありがとうございました。